

## 近代ドイツにおけるナショナリズムと「中欧」

－ドイツ・ナショナリズム論の再検討－

### 学位論文内容の要旨

本論文は、近代ドイツにおけるナショナリズムを、「中欧」という秩序構想・領域表象に着目して再検討したものである。

まず序論では、ドイツ・ナショナリズムと「中欧」の関係を分析することが、ドイツ・ナショナリズム研究および「中欧」理解にとって重要であること、しかし、ナチスの経験や冷戦によって、そうした視角が妨げられてきたことを指摘した。

これを受けて第一章では、「中欧」とドイツ・ナショナリズムの関係を分析する視座を確保するために、先行研究の批判的検討を通じてドイツ・ナショナリズム概念の再構築を行うとともに、対象と分析視角を明確にした。従来のドイツ・ナショナリズム像は、「国民国家」という枠組に基づいて理論形成・比較を志向したナショナリズム研究と、「西欧」に対するドイツの「遅れ」を問題にしたドイツ史研究という二つの方向から規定され、その多様性・複雑さを閉却されてきた。そこで、近年の研究を参照しつつ、様々なネイション構想の競合という視座からドイツ・ナショナリズムの歴史を捉え直すとともに、「国民国家」に拘束されないナショナリズムのあり方に注目し、「小ドイツ」的視座から脱却して「中欧的視座」から研究することが必要であると論じ、「中欧」の内在的理解と、そこに見られるドイツ・ナショナリズムのあり方を解明することに本論文の課題と研究史的位置を定めた。その際、ドイツ・ナショナリズムとは、「ドイツ人」による、「ドイツ」に相応しい政治秩序あるいは国際政治においてあるべき地位を求める思想・運動であると定義し、「国民国家」を目指す(狭義の)ナショナリズムは、あくまでその一形態として捉えた。そして、「中欧」を分析するにあたって、その概念が有する両義性を重視し、この両義性がどう「ドイツ」と絡み合っているのかを本論文の分析視角の鍵として、そこから、「ドイツ」という枠組との関係、正統化の論理、域内秩序の態様、境界線および「他者」の問題、という四つの分析視角を導き出した。

第二章から第四章においては、歴史的な「中欧」概念・構想の実証的な検討を行った。

第二章では、1848年革命から第二帝政成立までの時代を、「ドイツ問題」をめぐる「小ドイツ」・「大ドイツ」・「中欧」という三つの領域構想がせめぎあった時代と捉えた上で、「中欧」が多民族秩序を前提に「ドイツ問題」を解決しようとした構想であったと位置づけ、そうした「中欧」を唱導したコンスタンティン・フランツの構想を検討した。このフランツの構想は、「国民国家」「ゲルマン化」以外の方法で「ドイツの統一」を模索し、他のナショナリティを含みこんだ連邦秩序こそが「ドイツ」に相応しい政治秩序であると主張するものであった。またフランツの構想が、域外にはロシアとアメリカ、域内にはユダヤ人を「他者」として定位することによって成立していたことを指摘した。さらに、20世紀におけるフランツ思想の受容を検討し、フランツの構想が「ドイツ」という枠組が揺らい

だとき、あるべき「ドイツ」の重要なモデルの一つとして参照されてきたことを示した。

第三章では、「中欧」概念についての最重要テキストである、第一次大戦期のフリードリヒ・ナウマンの『中欧論』を、その反響も含めて検討した。ナウマンの「中欧」は、もはや「国民国家」という枠組が無効になったという認識と、国際政治において「ドイツ」が権力主体であり続けることを願う彼のドイツ・ナショナリズムとの産物であった。ナウマンの特色は、「言語の境界を超えたりべラリズム」によって、多民族・多宗派の「完全な同権と対等の尊重」を追求したことにある。また彼は、「中欧」を支える新しいアイデンティティの必要性を見据え、「中欧史」を自ら紡ぎだそうとした。つまりナウマンの「中欧」は、「ドイツ」の危機の時代に登場した、狭義のナショナリズムの否定を伴うドイツ・ナショナリズムの一変種であった。また、ナウマンの『中欧論』を中心とした第一次大戦期の議論が、以後の「中欧」をめぐる議論の基盤を提供したことを鑑み、ドイツ帝国、オーストリア・ドイツ人、マジャー人、チェコ人、ポーランド人におけるナウマン『中欧論』の受容を検討し、そこにもナウマンの「中欧」の両義性が反映されていたことを明らかにした。

第四章は、ヴェルサイユ体制によって「ドイツ」の領域が大きな変化を強いられたヴァイマル共和国期・ナチス期を対象とした。本論文では、「中欧」の両義性が最も両極にふれた時代としてこの時代に着目した。まず検討されるのは、ナウマンの弟子であり、ヴァイマル期に欧州統合運動を指導したヴィルヘルム・ハイレの「ヨーロッパ合衆国」論である。ハイレにとって、ヨーロッパの「平和」「統一」と、「ドイツの自由と統一」は不可分のものであった。彼は、民主主義によって結束したそれぞれのネイションが、「連邦主義」によって自由と同権のもとで「ヨーロッパ合衆国」へと統合されるとした。ハイレにおいては、「ナショナルな思想」が「連邦主義」を媒介にして、矛盾することなく国際統合と結び付けられている。またハイレは、様々な手法で「中欧」の「諸民族の共生」を尊重しようとするが、それはナウマンに倣ったものである。そして、ナウマンを範とした「中欧」を、「ヨーロッパ合衆国」に接続するために、独仏同盟の必要性が主張されている。ハイレが「ドイツ」に相応しいと考えた秩序こそ「中欧合衆国」を前提とした「ヨーロッパ合衆国」だったのである。

次いで、「中欧」という領域表象のナチス的定式の一つとして、カール・シュミットの広域秩序論を検討した。モンロードクトリンから抽出されたシュミットの広域秩序論は、「中欧・東欧」を領域とし、「全ての民族性の相互尊重の原則」を固有の「政治理念」とし、「ドイツ・ライヒ」がそれを担うと主張するものであった。重要なことは、担い手として彼が想定していたのが、ナチスでありヒトラーであったこと、そしてナチスの外交政策に対する追認から、シュミットの言う「全ての民族性の相互尊重」が、各民族の境界線を明確にする「民族浄化」を伴うものであったということである。この広域からユダヤ人は必然的に排除された。彼が示した秩序像は、第二次大戦前後に生じた大規模なこの地域の民族強制移動、さらにはユダヤ人に対する「最終的解決」の予言でもある。ドイツ・ナショナリズムと「中欧」という領域表象との関係は、ここにおいて破滅的なものとなった。その意味で、シュミットの広域秩序論は、ナチス期の「中欧」の運命を示す鮮明なテキストであった。

終章では、以上の考察から得られた知見から二つの結論を提示した。第一点目は、「中欧」概念がドイツ・ナショナリズムに重要な影響を及ぼしてきたのであり、その意味でドイツ・ナショナリズムは多様かつ重層的であったということである。第二点目は、「地域」概念とは権力性・政治性を帯びているものであり、それは往々にしてナショナリズムと密接な関係を持っているということである。そして最後に、そうした視点が、現代ドイツと欧州統合の関係を考える際にも有益であることを論じた。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 遠 藤 乾

副 査 教 授 権 左 武 志

副 査 教 授 田 口 晃 (北海学園大学)

学 位 論 文 題 名

## 近代ドイツにおけるナショナリズムと「中欧」

ー ドイツ・ナショナリズム論の再検討ー

板橋拓己氏の論文は、近代ドイツのナショナリズムを再検討し、その多様性と複雑さを明らかにしている。ドイツという東西に挟まれ、双方に開かれた、したがって19世紀的な国民国家に納まりきれない曖昧で不安定な「空間」におけるナショナリズムは、国民国家の枠を前提とした視座からは分析しきれないのであるが、本論文は、それをこれまでナチスや冷戦との関連から軽視されてきた「中欧」という地域秩序構想の分析を介して再検討するものである。

まず序論と第1章では、ドイツ・ナショナリズムと「中欧」の関係を分析することの重要性を確認し、対象と分析視角を明確にしている。その意義は、国民国家の枠にとらわれすぎているナショナリズム分析を、地域形成や観念との結びつきの中でいったん脱構築し、そこからナショナリズムを考え直すという点に求められる。これは、とりわけ小ドイツ主義の影響の強いドイツのナショナリズム研究に有効である。また、ドイツのナショナリズムは、「西欧」に対するドイツの「遅れ」を問題にしたドイツ史研究からも規定され、その多様性・複雑さが閑却されてきた。「中欧」という地域構想との関連からドイツ・ナショナリズムを扱う本論文のアプローチはそうした問題意識に基づいており、そこから「中欧」と「ドイツ」という枠組との関係、「中欧」の正統化の論理、域内秩序の態様、境界線および「他者」の問題、という四つの分析視角を設定している。

その後、19世紀のコンスタンティン・フランツ C. Frantz (第2章)、第一次大戦期のフリードリヒ・ナウマン F. Naumann (第3章)、ヴァイマル期のヴィルヘルム・ハイレ W. Heile とナチス期のカール・シュミット C. Schmitt (第4章) による帝国・中欧・広域論を題材にとり、歴史的な「中欧」概念・構想の実証的な検討を行っている。

第2章は、1848年革命から第二帝政成立までを、「ドイツ問題」をめぐって「小ドイツ」・「大ドイツ」・「中欧」という三つの領域構想がせめぎあった時代と捉え、フランツの「中欧」構想が多民族秩序を前提に連邦秩序の下で「ドイツ問題」を解決しようとしたと位置

づけている。ただしそれは、域外にはロシアとアメリカ、域内にはユダヤ人を「他者」として定位することによって成立していたことも明らかにしている。

第3章は、「中欧」概念の最重要テキストであるナウマンの『中欧論』を検討し、その特色を「言語の境界を超えたりベラリズム」に基づく、ドイツ主導の新しい「中欧」アイデンティティの下で、多民族・多宗派の「完全な同権と対等の尊重」を追求したことに求めている。

第4章は、「中欧」の両義性が最も両極にふれたヴァイマル共和国期・ナチス期を対象とした。まずナウマンの弟子であるハイレは、「中欧合衆国」を前提とした「ヨーロッパ合衆国」を構想したが、ここではヨーロッパの「平和」「統一」と、それぞれのネーションならびに「ドイツの自由と統一」とが不可分のものとされ、民主主義と連邦主義を媒介にして矛盾することなく結び付けられている。他方、モンロードクトリンから抽出されたシュミットの広域秩序論は、「中欧・東欧」を領域とし、「全ての民族性の相互尊重の原則」を固有の「政治理念」とし、「ドイツ・ライヒ」がそれを担うと主張するものであった。がしかし、それまでの論者と決定的に異なる重要な点として、担い手として彼が想定していたのが、ナチスでありヒトラーであったこと、そしてナチスの外交政策に対する追認から、シュミットの言う「全ての民族性の相互尊重」が、各民族の境界線を明確にする「民族浄化」を伴うものであったことが挙げられる。

終章は、①「中欧」概念がドイツ・ナショナリズムに重要な影響を及ぼし、その競合するイメージが投射されたドイツ・ナショナリズムの意味内容もまた、小ドイツ主義の示唆するものより遙かに豊かで多様な形をとり、かつ地域＝ネーションの間で重層的な構図を指し示すこと、②「地域」概念とは、指導する主体や想定される「他者」との関係から自ずと権力性・政治性を帯びているものであり、往々にしてナショナリズムと密接な関係を持っていること、③最後に、現代ドイツのナショナリズムが、一方で指導性の点で「中欧」と断絶しているが、他方で統合欧州という地域の中で初めて収まりがついた点でハイレなどの構想とも連続性を持つ点、さらに欧州統合自体の権力性などの論点を考える際にも有益であることを論じている。

この論文に対し、いくつかの問題点が指摘された。主なものに限るとまず、4人の主要論者の選定について、イデオロギー的に保守・リベラルに偏っており、それは中欧論を規定しているのではないかという疑問が呈された（ただしこれについては、ナウマンの思想が社会主義者・社会民主主義者にも受容された点が指摘されている）。また、内発的なナショナリズム論の観点から、そこに含まれる規範的な含意、すなわち国内秩序の民主（人民・国民主権）化のダイナミズム理解が欠落しているのではないか、またこの欠落がライヒあるいは中欧概念の反普遍主義的な含意の分析の欠如につながっているのではないか、さらに「リベラルな」ナウマンの中欧論でさえもドイツ帝国主義の表現ではないか、それに対して「弟子」のハイレはナウマンと違いカント的普遍主義（国民国家内の人民主権と構成員平等）を受容した上で欧州統合を志向した（すなわち戦後と断絶している）のではないかという批判的コメントも寄せられた。最後に、従来のドイツ・ナショナリズム理解を脱構築するという意図は当面果たされているものの、4人の思想家の間の関連づけ、および

それを浮き立たせる論文冒頭の分析枠組みの押し出しがやや弱含みで、この点でも改善の余地があると考えられる。さらにいえば、4人のうち、ナウマンについては申し分ないレベルにいるものの、それに比べ他の3者の分析が比較的薄く見えるほどであり少々アンバランスに見えること、とくにフランツについては欧州政治史における近代化問題という比較の観点から詰める余地があること、さらにシュミットに関しては次々に閲覧可能になる一次資料に基づき、またラウム・連邦主義・普遍主義などの観点から再検討する必要があることなどが指摘された。

しかしながら、本論文が100年にわたるヨーロッパ政治史を取り扱い、研究史の分厚いドイツ・ナショナリズム関連の2次文献を批判的に検討し、圧倒的な量の一次資料を深く読み込んで分析し、「中欧」という等閑視されたテーマに引き付けて一貫したストーリーに仕上げた点は高い評価に値する。のみならず、国民国家内の要素の下からの積み上げによって説明されがちなドイツ・ナショナリズム研究を地域という視点から解きほぐし、中欧論の系譜の中に、批判的な教訓のみならず、ドイツ・ネイションが他民族共存型の地域の中で初めて安定するという（戦後の西欧統合とボン共和国の位置関係と似た）構図を再発見した本論文は、ナショナリズムと地域統合の両面における先行研究にたいし新たな理解の可能性を示唆しており、おおいに評価すべき学術的価値がある。上記の問題点の指摘も、立場の違いに由来するものから出版時の示唆まで多岐にわたっているが、そのような一定の評価の上でなされたものである。

以上により、審査員全員一致で、本学博士号にふさわしいと判定した。